

由利本荘市公告

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法第 260 条の 46 第 2 項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和 7 年 6 月 5 日

由利本荘市長 湊 貴 信

① 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：玉ノ池管理会

区域：由利本荘市玉ノ池字元屋布 12 番地から 290 番地まで、字下野 212 番地 1 から 334 番地 2 まで、字上下野 32 番地から 78 番地 4 まで、字落シ 12 番地 1 から 14 番地 5 まで、字小田 8 番地 1 から 260 番地まで、字三枚橋 1 番地、万願寺字荒田目 41 番地、字新小屋 13 番地の区域

主たる事務所の所在地：由利本荘市玉ノ池字下野 334 番地 2

② 不動産に関する事項

土地

地目	面積	所在地
原野	36,656 m ²	由利本荘市葛法字堤頭 20 番地 2

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称：（共有者）須田勸太

住 所：本荘市玉ノ池 1 番地

氏名又は名称：（共有者）斉藤徳松

住 所：本荘市玉ノ池字元屋布 123 番地

氏名又は名称：(共有者) 三浦長之助
住 所：本荘市玉ノ池字元屋布 122 番地
氏名又は名称：(共有者) 佐藤清次郎
住 所：本荘市玉ノ池 4 番地
氏名又は名称：(共有者) 豊嶋松五郎
住 所：本荘市玉ノ池 30 番地
氏名又は名称：(共有者) 三浦慶造
住 所：本荘市玉ノ池 31 番地
氏名又は名称：(共有者) 斉藤久米造
住 所：本荘市玉ノ池 5 番地
氏名又は名称：(共有者) 三浦三平
住 所：本荘市玉ノ池 29 番地
氏名又は名称：(共有者) 佐藤初五郎
住 所：本荘市玉ノ池字元屋布 79 番地
氏名又は名称：(共有者) 斎藤三郎
住 所：本荘市玉ノ池字元屋布 105 番地
氏名又は名称：(共有者) 豊嶋松吉
住 所：本荘市玉ノ池字元屋布 98 番地
氏名又は名称：(共有者) 豊嶋勘兵衛
住 所：本荘市玉ノ池字元屋布 86 番地
氏名又は名称：(共有者) 三浦栄七
住 所：本荘市玉ノ池字元屋布 102 番地
氏名又は名称：(共有者) 高瀬三平
住 所：本荘市玉ノ池乙 34 番地
氏名又は名称：(共有者) 斉藤亀治
住 所：本荘市玉ノ池字元屋布 35 番地
氏名又は名称：(共有者) 斉藤菊治
住 所：本荘市玉ノ池 24 番地
氏名又は名称：(共有者) 小番林造
住 所：本荘市玉ノ池字上下野 41 番地
氏名又は名称：(共有者) 三浦ヤス
住 所：本荘市玉ノ池 12 の内 1 番地

氏名又は名称：(共有者) 阿部儀助
住 所：本荘市玉ノ池字上下野 18 番地の 1
氏名又は名称：(共有者) 三浦幸吉
住 所：本荘市玉ノ池字中狭 35 番地
氏名又は名称：(共有者) 小番三郎
住 所：本荘市玉ノ池字元屋布 42 番地
氏名又は名称：(共有者) 豊嶋勘次郎
住 所：本荘市玉ノ池字元屋布 44 番地
氏名又は名称：(共有者) 三浦喜市
住 所：本荘市玉ノ池字元屋布 39 番地
氏名又は名称：(共有者) 豊嶋三平
住 所：本荘市玉ノ池 23 番地
氏名又は名称：(共有者) 豊嶋吉造
住 所：本荘市玉ノ池 21 番地
氏名又は名称：(共有者) 小番力之助
住 所：本荘市玉ノ池 20 番地
氏名又は名称：(共有者) 高瀬直治
住 所：本荘市玉ノ池字元屋布 25 番地
氏名又は名称：(共有者) 阿部助松
住 所：本荘市玉ノ池字小田 1 番地
氏名又は名称：(共有者) 阿部多吉
住 所：本荘市玉ノ池 14 番地
氏名又は名称：(共有者) 小番信吉
住 所：本荘市玉ノ池 11 番地
氏名又は名称：(共有者) 阿部孫四郎
住 所：本荘市玉ノ池字小田 4 番地
氏名又は名称：(共有者) 生駒又治
住 所：本荘市玉ノ池字元屋布 13 番地
氏名又は名称：(共有者) 三浦吉太郎
住 所：本荘市玉ノ池字元屋布 106 番地
氏名又は名称：(共有者) 豊嶋兼吉
住 所：本荘市玉ノ池 17 番地

氏名又は名称：(共有者) 豊嶋荘三
住 所：本荘市玉ノ池 19 番地
氏名又は名称：(共有者) 豊嶋荘之助
住 所：本荘市玉ノ池 19 番地

③ 公告期間 令和 7 年 6 月 5 日 から 令和 7 年 9 月 5 日 まで

④ 異議を述べる方法

由利本荘市長に対し、地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)第 22 条の 3 第 3 項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

⑤ 異議申出書等提出先

〒015-8501

由利本荘市尾崎 17 番地

由利本荘市役所 企画振興部 地域づくり推進課

電話：0184-24-6231